

(証券コード 6035)
平成27年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎

第 1 期定時株主総会招集ご通知

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月23日（火曜日）午後5時00分（当社営業時間終了の時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に記載の当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（詳細は、3頁をご参照ください。）

謹白

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 平成27年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング26階 当社本店会議室 |

3. 目的事項 報告事項

1. 第1期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第1期(平成27年2月2日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員であるものを除く。)2名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 議決権行使書の郵送による議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面により複数回、議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.irjapan.jp/>)に掲載させていただきますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部でございます。
 - ①連結計算書類のうち連結注記表
 - ②計算書類のうち個別注記表
 3. 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.irjapan.jp/>)に修正後の内容を掲載させていただきます。
 4. 当社は、㈱ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- 1 インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォン、タブレット、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。(ただし、一部のインターネット閲覧ソフトウェア、スマートフォン、タブレット、携帯電話の一部機種ではご利用いただけない場合もございます。)

【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://www.net-vote.com/>

- 2 インターネットによる議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- 3 インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせにつきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部

【専用ダイヤル】0120-975-960

【受付時間】午前9時～午後5時(土・日・祝祭日を除く)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。また、年間の配当性向として35%以上を目途としております。

この方針の下、期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき12円00銭
配当総額 111,329,760円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月25日

なお、配当原資については、その他資本剰余金とすることを予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社では従来から、経営の健全性・効率性及び透明性の確保を目的に、社外役員による経営への牽制機能の強化をはじめ着実にコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することのできる監査等委員会設置会社に移行することとしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等をお願いするものであります。

また、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、取締役会決議による取締役の責任免除に関する規定を新設するほか、本年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結できるよう規定の一部変更をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、各監査役からの同意を得ております。

本議案は、本株主総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

定款変更の内容は下記のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は7名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任) (新設)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は7名以内とする。 ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって取締役の中から最高経営責任者（CEO）、最高業務執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）各1名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から最高経営責任者（CEO）、最高業務執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）各1名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p>	<p>(重要な業務執行の委任) 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第27条 当社は、<u>社外取締役との間で、その取締役の会社法第423条第1項の行為に関する責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u> (新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (新設)</p> <p>(監査役の員数) 第28条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第29条 当社の監査役の選任決議は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の権限) 第29条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役) <u>第31条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) <u>第32条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会規程) <u>第33条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等) <u>第34条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) <u>第35条</u> 当社は、社外監査役との間で、その監査役の会社法第423条第1項の行為に関する責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p><u>第36条</u>～<u>第40条</u> (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知) <u>第30条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会規程) <u>第31条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第32条</u>～<u>第36条</u> (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	 寺下 史郎 (昭和34年1月5日生)	昭和57年11月 株式会社エイ・アイ・エイ（現ジー・アイアール・コーポレーション株式会社）入社 平成9年10月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）入社 平成13年1月 同社執行役員 平成16年9月 経済産業省「企業価値研究会」委員（現任） 平成18年6月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）取締役専務執行役員 平成19年4月 同社取締役副社長 平成19年10月 株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス（現株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長 平成19年12月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長 平成20年4月 同社代表取締役社長・CEO（現任） 平成24年3月 経済産業省「コーポレート・ガバナンスシステムの在り方に関する研究会」委員（現任） 平成25年7月 株式会社アイ・アール ジャパンストックソリューション本部長 平成27年2月 当社代表取締役社長・CEO（現任）	5,797,000株
2	 栗尾 拓滋 (昭和41年6月17日生)	平成2年4月 野村證券株式会社入社 平成22年4月 同社大阪企業金融二部マネージング・ディレクター 平成24年7月 同社企業金融三部マネージング・ディレクター 平成25年4月 株式会社アイ・アール ジャパン入社、マネージング・ディレクター 平成25年6月 同社代表取締役副社長・COO（現任） 平成25年11月 同社投資銀行本部長（現任） 平成27年2月 当社代表取締役副社長・COO（現任）	600株



(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	 <p>とみ まつ けい すけ 富 松 圭 介 (昭和49年5月2日生)</p>	<p>平成9年4月 SBCウォーバーグ証券(現UBS証券株式会社)入社</p> <p>平成13年12月 UBSウォーバーグ証券(現UBS証券株式会社)入社</p> <p>平成15年3月 同社ディレクター</p> <p>平成18年3月 同社株式会社本部金融商品部長エグゼクティブ・ディレクター</p> <p>平成20年8月 クレディ・スイス証券株式会社株式会社本部マネージング・ディレクター</p> <p>平成21年11月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)株式会社本部エグゼクティブ・ディレクター</p> <p>平成25年6月 武蔵精密工業株式会社社外監査役(現任)</p> <p>平成26年2月 株式会社アイ・アール ジャパン入社、マネージング・ディレクター</p> <p>平成26年6月 同社取締役</p> <p>平成27年2月 当社取締役(現任)</p>	131,700株
2	 <p>き むら こう いち ろう 木 村 紘 一 郎 (昭和17年12月28日生)</p>	<p>昭和41年4月 三菱商事株式会社入社</p> <p>平成8年4月 同社財務部長</p> <p>平成12年4月 同社 役員待遇 職能グループCEO補佐</p> <p>平成15年1月 株式会社メタルワン監査役</p> <p>平成18年4月 三菱商事株式会社顧問</p> <p>平成21年6月 株式会社アイ・アール ジャパン監査役(現任)</p> <p>平成27年2月 当社監査役(現任)</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	 <p data-bbox="188 503 378 586">やまのりのぶよし 家森信善 (昭和38年8月13日生)</p>	<p data-bbox="404 198 860 238">平成16年2月 名古屋大学大学院経済学研究科教授</p> <p data-bbox="404 243 860 284">平成19年2月 財務省独立行政法人評価委員会委員</p> <p data-bbox="404 288 860 329">平成19年4月 名古屋大学大学院経済学研究科副研究科長</p> <p data-bbox="404 334 860 374">平成20年4月 名古屋大学総長補佐（社会連携・社会貢献担当）</p> <p data-bbox="404 379 860 420">平成22年6月 損害保険事業総合研究所非常勤理事（現任）</p> <p data-bbox="404 424 860 465">平成22年9月 金融庁金融機能強化審査委員会委員（現任）</p> <p data-bbox="404 470 860 511">平成23年1月 金融庁金融審議会委員（現任）</p> <p data-bbox="404 515 860 556">平成24年6月 株式会社アイ・アール ジャパン 監査役（現任）</p> <p data-bbox="404 560 860 636">平成26年4月 名古屋大学大学院経済学研究科客員教授（現任） 神戸大学経済経営研究所教授（現任）</p> <p data-bbox="404 641 860 662">平成27年2月 当社監査役（現任）</p>	0株

- (注)
- 各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 - 木村紘一郎氏及び家森信善氏は社外取締役候補者であります。なお当社は、木村紘一郎氏及び家森信善氏を東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
 - 木村紘一郎氏及び家森信善氏を社外取締役候補者とした理由は、人格、識見とも優れ、木村紘一郎氏に関しては大手総合商社での財務担当としての経験並びに鉄鋼総合商社の監査役経験による豊かな見識のあること、また家森信善氏に関しては金融論、コーポレート・ガバナンス等の専門家であることから、当社の経営執行の厳格な監視を行っていただくとともに、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定に関すること等全般にわたって提言いただく立場に適しているためです。
 - 当社は、富松圭介氏、木村紘一郎氏、家森信善氏が監査等委員である取締役就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 - 木村紘一郎氏、家森信善氏の両氏は、当社完全子会社の株式会社アイ・アールジャパンの社外監査役を2015年6月開催予定の第8期定時株主総会終結の時をもって辞任する予定です。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社は取締役の報酬額は、平成26年11月25日開催の臨時株主総会において、本総会までの期間については100百万円以内とさせていただいておりましたが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を業績達成に見合った役員賞与の支給等、機動的な運用を可能とするため、年額150百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は2名となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円（うち社外取締役分は年額40百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社は、平成27年2月2日に単独株式移転により株式会社アイ・アール ジャパン（以下アイ・アール ジャパンといたします。）の完全親会社として設立されました。当社の連結子会社はアイ・アールジャパンのみであり、これまでのアイ・アールジャパンと実質的な変更はありません。よって、以下における事業の経過及び経営成績の前期比較分析は、当社グループの当連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の事業の経過及び経営成績とアイ・アール ジャパンの前事業年度の事業の経過及び経営成績を比較した分析となっております。

区 分	当 連 結 会 計 年 度 (平成27年3月期)			前事業年度 (平成26年3月期)	
	金額 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
売 上 高	3,209	17	0.5	3,192	4.4
営 業 利 益	549	△76	△12.3	626	2.3
経 常 利 益	551	△8	△1.6	560	△7.8
当 期 純 利 益	365	28	8.6	336	4.9

当社グループの当連結会計年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業績は、売上高が前年同期比0.5%の増収となり上場以来最高となりました。営業利益はオフィス移転に伴う一時的な費用の増加や人員増加に伴う人件費や証券代行システムの減価償却費の増加により、前年同期を12.3%下回りました。経常利益は平成25年4月に実施したライセンス・オフリングに係る株式交付費（営業外費用）の発生等がなくなったことにより、前年同期比1.6%の減少にとどまり、結果、当期純利益は法定実効税率の引き下げ等により、前年同期を8.6%上回りました。

当社グループの事業領域は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」であり、単一セグメントであります。サービス別に売上高の概要を示すと次のとおりであります。

サービス別	当連結会計年度 (平成27年3月期)			前事業年度 (平成26年3月期)	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)	売上高 (百万円)	増減率 (%)
IR・SRコンサルティング	2,392	74.6	0.9	2,370	6.7
ディスクロージャーコンサルティング	578	18.0	△0.9	583	△1.4
データベース・その他	238	7.4	0.5	237	△3.0
合 計	3,209	100.0	0.5	3,192	4.4

① IR・SRコンサルティング

実質株主判明調査、議決権賛否シミュレーション、プロキシードバイザリー(株主総会における総合的な戦略立案)、証券代行事業、ライセンス・オフリング関連業務等を中心とする当社グループの中核的サービスです。

当連結会計年度のIR・SRコンサルティングの売上高は、前事業年度と比較し0.9%の増加となりました。大企業向けの実質株主判明調査等のIRコンサルティング業務は踊り場を迎え、今期は特に時価総額中堅以下クラスでの受託が順調に伸長したものの、全体売上をけん引する勢いに欠けました。一方、大型の委任状争奪戦が発生するなど、株主管理業務(SR)に関連するコンサルティングには大きな注目が集まりました。同時にコーポレートガバナンス・コードの導入に伴う上場制度整備改革を要因に、最大手上場企業がIR部ではなく、SR部を新設し国内外から極めて高い評価を獲得した事実が上場企業間に伝搬し、SRへの関心が第4四半期に入り一気に高まりました。SRコンサルティング業務は、当社グループ独自のノウハウが結集されたコア業務として、新年度に入り受託が急速に拡大していくものと考えられます。当社グループが独立系である故に可能となる調査、コンサルティング、アレンジメントを最大の強みとし、システム導入、証券代行管理に至る一貫したSRコンサルティングサービスを全精力を上げて提供してまいります。

大型案件であるプロキシードバイザリー(委任状争奪戦)のアドバイザー業務は、前年比で大幅に増加しましたが、規制強化が行われたライセンス・オフリングの反動減の影響もあり、大型案件全体では若干の減収となりました。ただし、大型案件につきましては、現時点でも引き合いが多く、新年度における収益貢献が見込まれます。

証券代行事業においては、受託決定済み企業は平成27年5月12日時点で36社、管理株主数は176,219名となりました(前年同期の受託決定済み企業は25社、管理株主数は124,490名)。外国人株主が圧倒的なプレゼンスを示し、かつアクティビスト等による敵対的株主提案が増加傾向を示すなか、証券代行機関の役割が大きく変化しつつあります。いままでのシンプルな株主の管理業務から、グローバルを視野に入れたより戦略的かつ効果的な株主の対応を要望する動きが出てきております。当社グループの証券代行事業は、価格競争力、情報の付加価値性、納品スピード、お客様のご要望に応える柔軟性、さらには自主独立した情報の入手・管理のコンプライアンス面において、独自の地位を築ける優位性があると確信しております。証券代

行事業において40年振りの新規参入にも拘らず、受託実績数において早期に一定の規模に達したことは、意義あることと理解しております。さらには早期に50社強の受託拡大に向け、かつ企業の多様な資本政策やファイナンスに対応したいままでにないより付加価値の高い証券代行サービスを提供する実績を残すべく、SRコンサルティングと連動した証券代行業務をより効率的に推進してまいります。

② ディスクロージャーコンサルティング

ツールコンサルティング（アニュアルレポート・株主通信・統合報告書等、IR活動において必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援）及びリーガルドキュメンテーションサービス（企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等）を提供するサービスです。

当連結会計年度のディスクロージャーコンサルティングの売上高は、前事業年度と比べて0.9%の減少となりました。アニュアルレポート等英文情報開示資料の作成受託が減少したものの個人株主への適時適切な情報ツールとしての株主通信、事業報告書、統合報告書の制作受託が増加しました。今後はコーポレートガバナンス・コード対応における情報開示コンサルティングやその開示内容の英訳等当社グループの柱であるSR関連の業務が増加していくことが想定されます。

③ データベース・その他

大量保有報告書や国内・海外公募投信における株式の組み入れ状況等を提供するIR活動総合サポートシステム「IR-Pro」、IR説明会への参加受付や参加者の管理等を上場企業が一括実施することが可能な「アナリストネットワーク」等をWEB上で提供するサービスです。また、個人株主向けアンケートサービス「株主ひろば」を展開しております。

当連結会計年度のデータベース・その他の売上高は、前事業年度と比べ0.5%の増加となりました。データベースを用いたサービスはほぼ横ばいだったものの、昨今のコーポレートガバナンス・コードの導入等により、上場企業においてIR・SRの専門的知識をもった担当者を育成することの必要性が増したことから、IRプランナー（Certified IR Planner=通称サープ：CIRP）講座を運営する事業が好調となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の実績は485百万円であり、この主なものは次のとおりであります。

設備投資の内容	投資金額（百万円）
本社事務所移転に関する投資	265
株主データベースに関するサーバー構築	10
株主データベースに関するシステム構築	207

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「お客様の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献する」という企業理念の下、長期的な目標である「資本市場における総合ソリューション企業」を目指し、全社一丸、邁進してまいります。今後の事業展開においては、関連法制の改正や上場企業におけるIR・SR活動の一層の普及・浸透等に伴う、当社グループ事業に対する社会的ニーズの拡大が見込まれます。当社グループでは、このようなニーズに対応すべく、強固な事業基盤の構築を進めております。とりわけ以下の4点については、重要課題として取り組んでおります。

①SRコンサルティングの普及

顧客である上場企業のSRへのニーズは、より高度化かつ多様化しながら大きく増加しております。海外機関投資家保有比率の増加に加え、日本版スチュワードシップコードやコーポレートガバナンス・コード導入の動きにより、地方企業や時価総額の比較的小さい企業においても、SRコンサルティングの必要性が増してきております。また最大手上場企業がIR部ではなく、SR部を新設し国内外から極めて高い評価を獲得した事実が上場企業間に伝搬し、SRへの関心が一気に高まりました。SRコンサルティング業務は、当社グループ独自のノウハウが結集されたコア業務として、新年度に入り受託が急速に拡大していくものと考えられます。当社グループはコンサルタントによる提案営業を強化拡充することで、SRコンサルティングの普及を一層目指します。

②証券代行事業のより効率的な推進

当社グループは平成24年4月より証券代行事業を開始いたしました。上場企業の株主名簿管理人を受託する証券代行事業は当社グループのサービスの根幹であるSR事業の起点となるサービスです。当社グループがSRコンサルティングサービスを提供するにつれ、既存のお客様から、株主名簿確定等を含めたサービスの提供を望む声が高まってきたことが参入の背景です。外国人株主が圧倒的なプレゼンスを示し、かつアクティビスト等による敵対的株主提案が増加傾向を示すなか、証券代行機関の役割が大きく変化しつつあります。いままでのシンプルな株主の管理業務から、グローバルを視野に入れたより戦略的かつ効果的な株主の対応を要望する動きが出てきております。当社グループの証券代行事業は、価格競争力、情報の付加価値性、納品スピード、お客様のご要望に応える柔軟性、さらには自主独立した情報の入手・管理のコンプライアンス面において、独自の地位を築ける優位性があると確信しております。証券代行事業において40年振りの新規参入にも拘らず、受託実績数において早期に一定の規模に達したことは、意義あることと理解しております。更には早期に50社強の受託拡大に向け、かつ企業の多様な資本政策やファイナンスに対応した今までにないより付加価値の高い証券代行サービスを提供する実績を残す

べく、SRコンサルティングと連動した証券代行業務をより効率的に推進してまいります。

③投資銀行業務の拡大

当社グループは日本初のコミットメント型ライツ・オフアリングを実施した企業（トムソンロイター社のDEALWATCH AWARDSにおいて「Innovative Equity Deal of the Year」を受賞）として、欧州市場において主要な資本調達手法であるライツ・オフアリングに関するアドバイザリー業務やインフォメーションエージェントサービス等の新しいビジネスを開始いたしております。また証券代行の提案を契機に上場企業のCEO、CFOなどから当社グループに対して資本市場のイノベーターとして、金融機関と一線を画した発行体目線の全く新しいファイナンスの支援を期待する声が高まってきたことを受け、平成26年1月に投資銀行部を発足させ、ライツ・オフアリング関連業務やM&A、経営統合、完全子会社化等のフィナンシャルアドバイザリー業務の提供を開始しております。今後は500社を超える上場企業中心の顧客基盤を活用し、投資銀行業務の拡大を図ってまいります。

④人的資源の拡充

今後の事業拡大のためには、既存の当社グループのサービスを提供するだけでなく、資本市場の発展に資する新規サービスを考案できる人材の確保が重要となります。このため法務、財務、会計、経営等の分野に専門性を有する人材を多方面から採用する必要があり、新卒・中途のいずれも積極的な採用活動を展開しております。

また、採用した人材の早期戦力化も課題であります。実務知識習得のための社内勉強会や、経営陣を講師とした各種研修プログラム、OJTによる実践的なプログラムを充実させることにより、採用した人材の早期戦力化に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第1期 平成26年度
売上高（百万円）	3,209
当期純利益（百万円）	365
1株当たり当期純利益（円）	39.40
総資産（百万円）	3,730
純資産（百万円）	2,853

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アイ・アール ジャパン	795百万円	100.0%	IR・SRコンサルティング

(注) 平成27年2月2日付けで株式会社アイ・アール ジャパンは単独株式移転の方法により当社を設立し、同社は当社の完全子会社となりました。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業	内容
IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業	IR・SRコンサルティング （証券代行業業、投資銀行事業含む） ディスクロージャーコンサルティング データベース・その他

(8) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
141名	一名(－)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、契約社員（フルタイム、パートタイム及び休職者）を含んでおります。
2. 当連結会計年度は第1期となるため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	一名(－)	38.0歳	4.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、契約社員を含んでおります。
2. 平均勤続年数は、旧株式会社アイ・アール ジャパンにおける勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,277,555株（自己株式75株を含む）
- (3) 株主数 2,397名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
寺下 史郎	5,797,000	62.48
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030	233,050	2.51
株式会社四五コーポレーション	176,000	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	171,000	1.84
日本証券金融株式会社	137,600	1.48
富松 圭介	131,700	1.42
MLI EFG NON TREATY CUSTODY ACCOUNT	96,100	1.04
アセットマネジメント株式会社	95,000	1.02
稲葉 宏	57,900	0.62
皆川 裕	55,900	0.60

（注）持株比率は自己株式（75株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
寺下 史郎	代表取締役社長	CEO（最高経営責任者） 株式会社アイ・アールジャパン代表取締役社長・CEO 経済産業省「企業価値研究会」委員 経済産業省「コーポレート・ガバナンスシステムの在り方に関する研究会」委員
栗尾 拓滋	代表取締役副社長	COO（最高執行責任者） 株式会社アイ・アールジャパン代表取締役副社長・COO
富松 圭介	取締役	武蔵精密工業株式会社社外監査役
稲葉 宏	取締役	株式会社アイ・アールジャパン取締役（社外）
山田 太郎	取締役	株式会社アイ・アールジャパン取締役（社外）
木村 紘一郎	監査役	株式会社アイ・アールジャパン監査役（社外）
西村 圭子	監査役	株式会社アイ・アールジャパン監査役
家森 信善	監査役	株式会社アイ・アールジャパン監査役（社外） 神戸大学経済経営研究所教授 金融庁金融審議会委員

- (注) 1 取締役稲葉宏、山田太郎の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2 監査役木村紘一郎、家森信善の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3 取締役稲葉宏、山田太郎及び監査役木村紘一郎、家森信善の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
 4 監査役木村紘一郎氏は、大手総合商社での財務担当としての経験ならびに鉄鋼総合商社の監査役経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員の区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	3,250 (-)	3,000 (-)	-	-	250 (-)	1 (0)
監査役 (うち社外監査役)	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	0 (0)
合計	3,250	3,000	-	-	250	1

- (注) 1 取締役の報酬限度額は、当会社の設立の日(平成27年2月2日)から最初の定時株主総会終結の時までの期間については、総額100百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)としております。
- 2 監査役の報酬限度額は、当会社の設立の日(平成27年2月2日)から最初の定時株主総会終結の時までの期間については、総額100百万円以内としております。
- 3 期末現在の人員数は取締役5名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役4名、監査役3名がそれぞれ存在しているためであります。
- 4 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は27,000千円あります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 稲葉 宏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役稲葉宏氏は、当事業年度開催の取締役会3回のすべてに出席し、資本市場における豊富な経験ならびに企業経営に対する高い知見から、適宜適切な発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

② 取締役 山田 太郎

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役山田太郎氏は、当事業年度開催の取締役会3回のすべてに出席し、資本市場における豊富な経験ならびに企業経営に対する高い知見から、適宜適切な発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 監査役 木村 紘一郎

ア. 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

監査役木村紘一郎氏は、当事業年度開催の取締役会3回のすべて、及び監査役会2回のすべてに出席し、大手総合商社での財務担当としての経験ならびに鉄鋼総合商社の監査役経験による豊かな見識から、適宜適切な発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 監査役 家森 信善

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査役家森信善氏は、神戸大学経済経営研究所教授を兼職しております。なお、当社と神戸大学との間には、特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

監査役家森信善氏は、当事業年度開催の取締役会3回のすべて、及び監査役会2回のすべてに出席し、金融論、コーポレート・ガバナンス等の専門家として、独立した立場から取締役の職務執行を監督するため、適宜適切な発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

2,700千円

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、「IFRS（国際財務報告基準）に関するアドバイザー業務」を委託し、その対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条に定める監査役会による会計監査人解任事由が認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、その事実に基づき、会計監査人の解任または不再任の検討を行います。当該検討の結果、必要と判断したときは、解任または不再任について株主総会に付議を行います。

6. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 1. 取締役会において「取締役会規程」を制定し、この規程に定める基準に従って会社の重要な業務の執行を決定しております。
 2. 各取締役は、月1回の定期取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、業務執行状況を報告すると共に、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督しております。
 3. 各監査役は、取締役会に出席したうえで必要に応じて意見を述べることにより、取締役の職務執行状況を監査しております。
 4. コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が実践すべき行動の基準を定めた「グループコンプライアンス管理規程」を制定しており、その徹底を図っております。
 5. 当社は「グループコンプライアンス管理規程」に基づき内部通報システムを構築し、法令・定款違反行為を未然に防止しております。

- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に対する体制
当社は、「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書を関連資料と共に、適切な方法、かつ、検索容易な状態で確実に保存・管理することとしております。

- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識・把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとしております。
 - ①信用リスク
 - ②内部統制リスク
 - ③法令違反リスク
 - ④情報漏洩リスク
 - ⑤災害等のリスク
 - ⑥その他事業継続に関するリスク
 2. 当社は、リスクコントロール体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、個々のリスクに対応すべき管理責任者を選定しております。不測の事態が発生した場合は、損害及びリスクを最小限にするために、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする体制をとり迅速な対応を行います。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会は、取締役に対して大幅な権限委譲を行い、会社運営上の迅速な意思決定及び他の取締役に対する監督を的確に行っております。
 2. 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
 3. 取締役会決議に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、執行の手続きを明確かつ簡明に定め、効率的な業務執行を可能にしております。
 4. 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告しております。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」を定めております。
 2. 内部通報システムを構築し、法令・定款違反行為を未然に防止するとともに、使用人が抱える各種の相談に対応しております。
 3. 内部監査部門として、業務部門から独立したグループ内部監査室を置いております。
 4. 情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ社内ルールを整備し、情報セキュリティの強化に努めております。

- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 「グループ会社管理規程」を制定し、グループ会社に関する諸手続き及び管理体制を定めております。グループ会社管理は経営企画室が担当し、グループ会社の重要事項に対する当社の機関の事前承認や報告を受けることにより、業務の適正を確保しております。
 2. 当社グループに影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行う仕組みとして、当社の取締役を参加者とする「グループ統括戦略会議」を設け、審議しております。
 3. 当社グループに属する会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備しております。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査役補助者を置くことができるものとしております。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、注意喚起や再発防止等必要に応じて直ちにグループ統括戦略会議において報告することとしております。
 2. 「監査役会規程」に、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について定めており、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告することとしております。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとしております。
 3. 監査役は、当社の法令遵守体制に問題を認めるときは、取締役会において意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができることとしております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの団体からの要求を断固拒否すると共に、これらの団体と係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。また、警察署、外部弁護士等の外部専門機関と連携に努め、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。

(10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の決定機関は株主総会といたします。また、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨につきましても定款に定めております。

なお、期末配当金につきましては、1株あたり12円を予定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,575,540	流 動 負 債	750,199
現金及び預金	1,607,471	買掛金	29,372
受取手形及び売掛金	607,063	未払金	335,320
仕掛品	15,777	未払費用	19,087
前払費用	75,120	未払法人税等	113,404
繰延税金資産	76,887	前受金	43,575
その他の	193,219	預り金	68,944
固 定 資 産	1,149,584	賞与引当金	67,925
有 形 固 定 資 産	343,253	その他の	72,569
建物附属設備	203,030	固 定 負 債	127,004
工具、器具及び備品	140,222	退職給付に係る負債	2,758
無 形 固 定 資 産	459,127	役員退職慰労引当金	124,246
ソフトウェア	440,550	負債合計	877,204
その他の	18,577	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	347,203	株 主 資 本	2,854,249
投資有価証券	45,994	資本金	795,803
敷金及び保証金	238,375	資本剰余金	784,605
繰延税金資産	44,833	利益剰余金	1,273,896
その他の	19,754	自己株式	△55
貸倒引当金	△1,754	その他の包括利益累計額	△645
繰 延 資 産	5,683	その他有価証券評価差額金	△645
創立費	5,683	純 資 産 合 計	2,853,604
資産合計	3,730,808	負債純資産合計	3,730,808

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,209,679
売 上 原 価		1,190,697
売 上 総 利 益		2,018,981
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,469,220
営 業 利 益		549,761
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	544	
未 払 配 当 金 除 斥 益	502	
そ の 他	1,129	2,176
営 業 外 費 用		
手 形 売 却 損	102	
創 立 費 償 却	195	298
経 常 利 益		551,639
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,625	6,625
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		558,265
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	210,338	
法 人 税 等 調 整 額	△17,626	192,711
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		365,553
当 期 純 利 益		365,553

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	795,803	784,605	1,096,231	△2,337	2,674,302
当期変動額					
剰余金の配当			△185,551		△185,551
当期純利益			365,553		365,553
自己株式の取得				△55	△55
自己株式の消却			△2,337	2,337	-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	177,665	2,282	179,947
当期末残高	795,803	784,605	1,273,896	△55	2,854,249

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	218	218	2,674,521
当期変動額			
剰余金の配当			△185,551
当期純利益			365,553
自己株式の取得			△55
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△864	△864	△864
当期変動額合計	△864	△864	179,083
当期末残高	△645	△645	2,853,604

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月21日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員	公認会計士 西川 浩司	㊤
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士 矢野 貴詳	㊤
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・アールジャパンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	194,642	流 動 負 債	46,049
現金及び預金	130,714	関係会社短期借入金	30,000
未収入金	28,728	未払金	11,732
未収還付法人税等	33,681	その他	4,317
繰延税金資産	433	固 定 負 債	250
その他	1,084	役員退職慰労引当金	250
固 定 資 産	2,671,257	負債合計	46,299
投資その他の資産	2,671,257	純 資 産 の 部	
投資有価証券	39,560	株 主 資 本	2,826,722
関係会社株式	2,630,927	資 本 金	795,803
繰延税金資産	769	資 本 剰 余 金	2,020,676
繰 延 資 産	5,683	資 本 準 備 金	784,605
創 立 費	5,683	その他資本剰余金	1,236,071
		利 益 剰 余 金	10,299
		その他利益剰余金	10,299
		繰越利益剰余金	10,299
		自 己 株 式	△55
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,439
		その他有価証券評価差額金	△1,439
		純 資 産 合 計	2,825,282
資 産 合 計	2,871,582	負債純資産合計	2,871,582

損 益 計 算 書

(平成27年2月2日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		26,600
営 業 費 用		10,229
営 業 利 益		16,370
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21	
創 立 費 償 却	195	217
経 常 利 益		16,152
税 引 前 当 期 純 利 益		16,152
法人税、住民税及び事業税	6,368	
法人税等調整額	△514	5,853
当 期 純 利 益		10,299

株主資本等変動計算書

(平成27年2月2日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
平成27年2月2日残高	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額						
株式移転による増加	795,803	784,605	1,236,071	2,020,676		
当期純利益					10,299	10,299
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	795,803	784,605	1,236,071	2,020,676	10,299	10,299
平成27年3月31日残高	795,803	784,605	1,236,071	2,020,676	10,299	10,299

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成27年2月2日残高	-	-	-	-
事業年度中の変動額				
株式移転による増加		2,816,479		2,816,479
当期純利益		10,299		10,299
自己株式の取得	△55	△55		△55
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△1,439	△1,439
事業年度中の変動額合計	△55	2,826,722	△1,439	2,825,282
平成27年3月31日残高	△55	2,826,72	△1,439	2,825,282

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月21日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員	公認会計士 西川 浩司	㊦
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士 矢野 貴詳	㊦
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの平成27年2月2日から平成27年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年2月2日から平成27年3月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、当社は平成27年2月2日に単独株式移転により株式会社アイ・アール ジャパンの完全親会社として設立されたことから、当社の連結計算書類は株式会社アイ・アール ジャパンの計算書類を引き継いで作成しております。このため平成26年4月1日から平成27年2月1日までの株式会社アイ・アール ジャパンの事業内容、計算書類も監査の対象といたしました。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の主要な部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、監査役全員が子会社の監査役を兼任しており、子会社の取締役会等に出席するとともに取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 木村 紘一郎 ㊟

監査役 西村 圭子 ㊟

社外監査役 家森 信善 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

当社本店会議室(霞が関ビルディング26階)

電話 東京(03)3519-6750



虎ノ門駅よりお越しの方

東京メトロ銀座線 「虎ノ門」 駅下車

11番出口より徒歩約2分

霞ヶ関駅よりお越しの方

東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 「霞ヶ関」 駅下車

A13番出口より徒歩約5分

○会場には駐車場の用意がございませんのでご了承ください。